

永平寺町告示第 43 号

永平寺町観光賑わい創出事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 27 日

永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町観光賑わい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、永平寺町において、町内の各団体等が実施する、まちの賑わい創出、観光誘客の促進又は観光情報発信に繋がるイベントや行事に要する費用に対して、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、永平寺町補助金等交付規則(平成 18 年永平寺町規則第 38 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者は、町内に拠点を有する任意団体又は町内に事務所を有する法人団体、町内に事務所を有する複数の団体や企業で組織された団体。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、補助対象としないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を行うことを目的に組織されている団体
- (2) 暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
- (3) 法令違反、公序良俗に反する活動等をする団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、永平寺町内において、まちの賑わい創出を目的に実施するイベントや行事又は観光誘客促進若しくは町の観光コンテンツに繋がる事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 町の食や自然などの魅力ある地域資源を活用し、町外から人を呼び込むような観光誘客事業

(2) 町内の観光素材を活用した体験の要素をとりいれ、町の観光コンテンツの造成につながる事業

(3) 町内外の人がその事業の運営に携わることで、町への交流人口、関係人口の増加につながる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象外とする。

(1) 単なる自己宣伝や物品販売又は営利を目的とした事業

(2) 政治活動や宗教の普及を目的とした事業

(3) 備品購入やハード整備のみを目的とした事業

(4) 特定の受益者を対象とした事業(特定の地域住民や事業者のために実施される事業を含む。)

(5) その他町長が不相当と認める事業(補助対象経費等)

(補助対象経費、補助金限度額及び補助率)

第4条 補助対象経費、補助金限度額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(審査会)

第5条 町長は、申請のあった事業について審査会により審査し、補助の可否を決定する。

2 前項の審査会は、副町長、総務課長、財政課長、総合政策課長、商工観光課長及び関係課長をもって構成する。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める

別表(第 4 条関係)

補助対象経費	補助金限度額	補助率
・報償費(謝礼、賞品など) ・委託料(イベント開催委託、作成委託など)※事業のすべてを外部委託することは不可 ・消耗品費、燃料費、印刷製本費 ・役務費(広告宣伝、通信運搬など) ・原材料費(生産、工作のための材料) ・使用料及び賃借料(施設使用料(宿泊費を除く)、機械リース代など) ・その他、町長が特に認めるもの	同一の補助事業者につき 1 年度当たり 30 万円までとする(同一年度 1 回のみ)	補助対象経費の 2/3 以内 ※補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、1,000 円に満たない額はこれを切り捨てるものとする。